

令和5年度事業報告書等の提出期限のお知らせ

各法人の事業年度が異なっているため、参考に各事業年度周期毎の提出期限をまとめております。

事業年度周期	提出期限	郵送・持参による特例	事業年度周期	提出期限	郵送・持参による特例
1/1～12/31	R6.3.31	R6.4.1 到達分のみ可	7/1～翌年6/30	R6.9.30	
2/1～翌年1/31	R6.4.30		8/1～翌年7/31	R6.10.31	
3/1～翌年2/28	R6.5.31		8/15～翌年8/14	R6.11.14	
4/1～翌年3/31	R6.6.30	R6.7.1到達分のみ可	9/1～翌年8/31	R6.11.30	R6.12.2到達分のみ可
4/15～翌年4/14	R6.7.14	R6.7.16到達分のみ可	10/1～翌年9/30	R6.12.31	R7.1.6到達分のみ可
5/1～翌年4/30	R6.7.31		11/1～翌年10/31	R7.1.31	
6/1～翌年5/31	R6.8.31	R6.9.2到達分のみ可	12/1～翌年11/30	R7.2.28	

※1：到達とは・・・提出期限内に当課へ提出した書類が届いている状態を意味します。

★郵便の消印による日付は、上記の到達を意味しませんので、ご注意ください。

※2：提出期限の特例・・・NPO法では、毎事業年度終了後3ヶ月以内に作成し、所轄庁へ提出が求められています。

提出期限日が、提出先となる奈良県庁の閉庁日にあたる場合、翌開庁日を書類提出期限として設定しています。

そのため、メールによる提出の場合は、当該特例を適用しません。

★上記表の特例は、曜日の並びによるものです。

特例事項に記載がない場合は、提出期限内に報告書類を提出してください。

<提出期限内に提出しないと・・・>

→認定NPO法人となる要件に適合しなくなります。

- 1.申請しようとする日の前2事業年度の事業報告書等がすべて期日までに奈良県に提出されていないと認定を受けることができません。
- 2.提出が遅れてしまった翌年度から、2事業年度期日を守って提出した実績をつくらないと申請ができなくなります。
- 3.既に認定をうけているNPO法人は、更新手続の前5事業年度の提出実績がないと、更新を受ける事ができません。

<事業報告書が提出されないと・・・>

→NPO法に基づく監督、行政手続法に基づく処分へと移行します。

- 1.過料事件として裁判所に通知を行います。(20万円以下の過料)
- 2.3年連続未提出の場合は、NPO法人の認証を取り消すことがあります。
- 3.認証を取消されたNPO法人の役員は、取消日から2年間NPO法人の役員に就任できません。
(取消されたNPO法人以外で役員に就任している場合は、その役員を辞めなければなりません。)